

第1章 外国人旅行者訪日促進のための戦略的取組み

1 日本の観光魅力の戦略的な広報・宣伝活動

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーン

訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数の格差の早期是正に向けて、諸外国と比較して不十分かつ見劣りがする外客誘致活動を量、質の両面で飛躍的に強化するため、韓国、米国、中国、香港、台湾を重点市場と位置づけた上で、当該重点市場を対象に、国・地方・民間共同による国を挙げてのキャンペーンである「ビジット・ジャパン・キャンペーン」(キャンペーン中核事業20億円)を実施する。

15年度事業の基本方針は、以下のとおりである。

重点市場ごとに、旅行市場としての特性に応じて、その実施時期、内容等が効果的な施策を選択し、こうした施策を組み合わせる展開する。その際、可能な限り、対象市場の政府や旅行・メディア関係者の協力が得られるよう留意する。

国内に対しても、訪日外国人旅行者の増大施策の意義について全国的な理解とこの事業に対する協力・支援が得られるよう、効果的な施策を展開する。

国に加え、地方自治体又は民間企業・団体等が共同で実施することにより、事業の規模及び効果が拡大することとなる施策を優先して実施する。

施策の実施後は、必ず、その施策の効果を検討・評価し、その結果をその後の施策の選択と展開に反映する。

具体的には重点市場ごとの旅行市場としての特性に応じて、以下の施策を組み合わせる実施する。

メディア・ミックスを活用した広告キャンペーン、メディアセールス、現地におけるイベント等の実施、訪日旅行ツアー商品の造成支援、ジャパン・トラベル・スペシャリスト育成、ウェブサイトでのキャンペーン情報の発信、国内におけるキャンペーンイベントの実施等

2 国際観光振興会による広報・宣伝活動

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーンの対象とならないタイ及びその周辺国、オセアニア州、カナダ及び欧州の準有望市場に重点を置き、旅行会社、メディア向けのセミナーの開催、報道関係者の招請、取材協力による日本紹介記事・番組制作の支援を地方公共団体、航空事業者、旅行会社等関係者と協力して実施する。

(2) 地方公共団体、航空事業者、旅行会社等の関係者と協力して、世界各地で開催される主要旅行見本市に出展参加し、各市場の一般消費者、旅行業界関係者に最新の旅行情報を提供して訪日旅行の販売を促進する。

3 在外公館等による日本の紹介活動

(1) 在外公館は、各種広報媒体を利用し日本の紹介活動を積極的に展開する。

- (2) 諸外国の対日理解の促進及び在外邦人に対する必要な情報の提供のため、我が国の国際放送の一層の充実を図る。

4 訪日外国人の受け入れ・交流の促進

- (1) 外国人による受入体制整備の状況診断を基に、国際観光地としての整備指針をとりまとめ、地域関係者が一体となって受入体制の改善を推進する。
- (2) 外国人旅行者が周遊できる観光ルートを整備する国際観光テーマ地区整備を進めるとともに、地域の歴史文化の紹介機能や体験機能を備えた国際交流拠点施設を整備する。
- (3) 博物館、宿泊施設、飲食店等で割引等の優遇措置を受けられる「ウエルカムカード」及び外国人向けの割引運賃の導入・普及、外国人旅行者の利用に適した低廉な宿泊施設の紹介により外国人旅行者の国内旅行費用の低廉化を図る。
- (4) 「i」案内所の整備、善意通訳（グッドウィルガイド）の普及、地域限定通訳案内業制度、空港・駅等や観光地における外国語、外国人にもわかりやすい案内表示の整備により、外国人が快適で円滑な旅行ができるよう受入体制の整備を図る。
- (5) 国際コンベンションの振興を図るため、誘致の促進、開催の円滑化を柱とした総合的な施策を講じる。
- (6) 2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に向けて、（財）2005年日本国際博覧会協会が行う会場建設等の実施を支援する。
- (7) 訪日観光客の多数を占める東アジア内の複数都市において共通に利用できる複数通貨対応交通系ICカードについて、研究・実証実験を行うことにより、その開発・普及を促進する。

5 国際協力の推進等

- (1) 観光関係二国間協議を我が国と密接な関係を有する国との間で開催し、観光交流の促進を図る。また、日本・シンガポール新時代経済連携協定の枠組みにおいて観光の発展と促進のため、シンガポールとの間で二国間協議の開催を含めた協力を強化する。
- (2) 本年は、ペリー来航150周年に当たることから、広範な分野での日米交流事業の実施が予想され、15年4月には閣僚級での第1回日米観光交流促進協議会と官民合同による同ワーキンググループを開催し、両国間の観光交流の促進を図る。

6 外国人旅行者の訪日の円滑化

出入国管理の適正・円滑化等を図る。

第2章 国民の観光旅行促進のための取組み

1 休暇取得促進の啓蒙活動

年次有給休暇を活用した「ゆとり休暇」取得のための環境整備を推進し、国民の生き甲斐の増加や景気浮揚等を図り、豊かで暮らしやすい活力ある社会の創出を図る。

2 旅行需要の喚起

- (1) 国内観光のレベルアップ運動等の活動支援として、リアル・ジャパン・キャンペーンを推進する。
- (2) 都道府県等の地域側と旅行関連産業が連携し、総合的な情報提供を行う旅の総合見本市「旅フェア2003」を開催する。
- (3) 情報通信ネットワークの進展等の観光情報提供の高度化を図る。
- (4) 都市と農山漁村の間で「人・もの・情報」が循環する「都市と農山漁村の共生・対流」を推進する。

3 日本人海外旅行の円滑化施策

適正で円滑な出入国管理の手続きを図るとともに、海外での感染症予防対策及び検疫の迅速化等に努める。

第3章 観光交流空間の形成に向けた取組み

- (1) 地域の観光振興の自主的な取組みをソフト・ハードの両面から総合的に支援する観光交流空間づくりモデル事業を創設し、連携施策の調査・検討を実施する。
- (2) 地域の創意工夫により当該地域の自然、文化、歴史等を活用した個性的な観光まちづくりをすすめるために「観光まちづくりプログラム策定推進事業」を実施する。
- (3) インタープリテーションプログラム（自然ガイドツアー）の導入による観光地の振興を図るため、ツアープログラムのモデル的開発調査、自然ガイドツアーの普及促進方策にかかる調査・検討等を行う。
- (4) 農山漁村に滞在して、余暇活動を楽しむグリーン・ツーリズムは、健康、ゆとり、やすらぎなどを求める都市住民の多様なニーズに十分対応できるよう、都市部における潜在需要の掘り起こしと農山漁村における受入体制づくりを総合的に推進する。
- (5) 地域伝統芸能等を活用し、地域の特色を活かした観光の振興を図る。平成15年度は「第11回地域伝統芸能全国フェスティバル」を広島市において開催する。
- (6) 広域観光テーマルート整備事業を行うほか、高齢者等の観光の促進等を目的としたバリアフリー観光空間整備事業を実施する。
- (7) 国際観光振興会を活用して海外での映画のロケ隊誘致宣伝活動を行う等、フィルム・コミッションの活動を支援する。

- (8) 良好な街並み景観、農山漁村景観、水辺景観、道路景観などの形成を図る事業を推進するとともに、観光地、交通機関等における高齢者・身体障害者等の円滑な移動の確保の施策の推進を図る
- (9) 地域固有の資源を有効に活用しつつ、各地域が主体的に実施する観光を活かした地域づくりを支援するため、水源地域ビジョン、賑わいの道づくり事業、水辺プラザの整備、シンボルロード整備事業、身近なまちづくり支援街路事業を推進する。
- (10) 豊かな自然を活用した観光交流を支援するため、グリーンツーリズム、森林環境教育活動の場、ホーストレッキング用馬の道、ふるさと自然ネットワーク、子どもパークレンジャー事業、リバーツーリズムを推進する。
- (11) 歴史的集落・町並み等を保存整備し、保存地区の活性化を図り、文化遺産を活用した地域づくりの推進を図る。
- (12) ITを活用した観光ポータルサイト、道の駅、駐車場案内システムの整備により、国民への観光情報提供を推進する。
- (13) 北海道において、地域資源を活用した「わが村は美しく - 北海道」運動、広域観光ルートの魅力増進を図り、地域と一体となって景観保全、整備を行なうシーニックバイウェイ・プログラムを実施する。
- (14) 沖縄において、観光案内標識や観光利便施設の整備、多様なニーズに対応できる質の高い人材の育成、多様な情報提供を可能とする共通プラットフォームの構築、観光関連産業の連携を図るための沖縄観光土産品対策などを新たに推進する。また、沖縄都市モノレールの開業、国立劇場おきなわを開場し、新たな観光拠点としての活用を図る。
- (15) 豪雪地帯、離島地域、奄美群島・小笠原諸島、半島地域における観光振興策を推進する。
- (16) 自然公園、森林、河川・湖沼・山地流域、海、都市緑地、温泉、野生生物などの自然環境の保全のための施策を推進する。
- (17) 文化財、歴史的風土など文化遺産の保存のための施策を推進する。
- (18) 観光資源保護思想、ナショナル・トラスト活動、観光地における美化対策などの観光資源保護のための施策を推進する。
- (19) 観光地の環境衛生施設整備のための施策を推進する。
- (20) 博物館、国立劇場などの文化施設整備のための施策を推進する。
- (21) 体育・スポーツ施設、青少年教育施設、電源地域における公的観光レクリエーション施設、スカイレジャー用施設整備のための施策を推進する。
- (22) オートキャンプ場、国民保養温泉地、過疎地域レクリエーション地区、森林・公園等を活用したレクリエーション施設、親水レクリエーション施設などの観光レクリエーション施設整備のための施策を推進する。

第4章 旅客輸送の充実に向けた取組み

- (1) 整備新幹線・大都市鉄道の整備、大都市圏拠点空港の整備、旅客ターミナル・マリーナ等の整備を推進するとともに、高規格幹線道路ネットワークの整備等の道路政策の推進を図る。
- (2) 陸・海・空にわたる複数の交通機関の連携を通じて、スピードアップと乗継ぎの円滑化を図る等、効率的で良好な交通環境が提供されるマルチモーダル交通体系の構築を推進する。

第5章 観光産業の育成・高度化に向けた取組み

- (1) ホテル・旅館業の整備については、国際観光の基盤施設として宿泊施設の整備に対し、引き続き財政投融資を行うことにより支援するとともに、高齢者等の利用に配慮した宿泊施設の整備を図るため、シルバー・スター登録制度の普及を促進する。
- (2) 旅行に関する消費者保護のため、旅行業法の円滑な実施を引き続き図るとともに、旅行業者の立入検査等を引き続き行う。

第6章 観光に係る安全確保のための取組み

- (1) 日本人海外旅行者の安全確保のため、外務省海外安全相談センターにより、注意が必要な国・地域の治安状況等を「渡航情報」として国民に周知を図るとともに、海外安全ホームページを通じて、各種海外安全情報の提供及び広報を実施する。
- (2) 鉄道事故の防止を図るため、自動列車停止装置(ATS)の設置・改良、列車集中制御装置(CTC)化等による安全対策を推進する。

道路交通の安全を確保するために、IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現等を重点事項として、信号機、交通管制システム、交通情報板、光ビーコン等の交通安全施設等の整備を引き続き推進する。

航空交通の安全を確保するために、管制支援システム等の整備、管制官の技量を向上するための訓練・研修機器の強化等を推進する。また、航空交通量の増大やユーザーニーズの多様化に適切に対応すべく、平成15年度には運輸多目的衛星新1号機を打ち上げる等、次世代航空保安システムの構築を推進する。

海上交通の安全を確保するため、海上交通関係法令の励行に重点をおくとともに、航路標識の新設及び改良改修、海図の改訂等を計画的に推進する。
- (3) 土砂災害等のおそれがある観光地について、魅力ある観光交流空間づくりや火山噴火警戒避難対策事業等による警戒避難体制の確立等の対策とともに、総合的な土砂災害対策を推進し,安全度の向上を図る。
- (4) 台風・集中豪雨・豪雪等の自然現象を早期かつ正確に把握するため、気象観測施設の更新を行うほか、インターネットや携帯端末等を活用した、リアルタイムの観測情報を国民一般に提供する。